

法 令 名	自然環境保全法 (昭和47年6月22日法律第85号) (徳島県自然環境保全条例 昭和47年10月24日徳島県条例第43号)
制 度 の 趣 旨	自然環境の保全の基本理念、その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然公園法（昭和32年法律第161号）その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。
指 定 地 域	県自然環境保全地域（県知事指定） 高丸山（上勝町）、野鹿池山（三好市） ① 特別地区 ② 普通地区
規 制 等 内 容	(1) 特別地区内で許可を必要とする行為（条例第28条第4項） ①建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 ②宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 ③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 ④水面を埋め立て、又は干拓すること。 ⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 ⑥木材を伐採すること。 ⑦知事が指定する区域内において木材を損傷すること。 ⑧知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 ⑨知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない動物で、当該地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。 ⑩知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 ⑪道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 ⑫前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの (2) 普通地区内で届出を必要とする行為（条例第30条第1項） ①その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。 ②宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 ③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 ④水面を埋め立て、又は干拓すること。 ⑤特別区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
許可等手続	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[環境首都課] A -- 申請 --> C[西部総合県民局] B -- 許可 --> A </pre>
照 会 先	県民環境部環境首都課（０８８－６２１－２３３０） 西部総合県民局保健福祉環境部環境担当（０８８３－５３－２０６０）